

○守山市スポーツ選手各種大会出場激励金交付要綱

昭和61年4月1日

守山市告示第19号

改正 平成3年7月8日守山市告示第79号

平成4年1月7日守山市告示第1号

平成12年3月24日守山市告示第34号

平成16年9月27日守山市告示第157号

平成19年3月31日守山市告示第68号

平成24年4月1日守山市告示第150号

平成28年3月18日守山市告示第68号

平成29年2月14日守山市告示第35号

平成31年3月26日守山市告示第51号

令和3年4月1日守山市告示第256号

(趣旨)

第1条 市長は、競技スポーツの振興を図るため、市長が適当と認める各種スポーツの国際大会、全国大会および県民体育大会(以下「各種大会」という。)に出場する個人に対し、市の予算の範囲内において、守山市スポーツ選手各種大会出場激励金(以下「激励金」という。)を交付するものとし、その交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象大会)

第2条 激励金の対象となる各種大会は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 公益財団法人日本スポーツ協会加盟競技団体(以下「日本スポーツ協会競技団体」という。)の種目で、国内予選会の代表者として、または日本スポーツ協会競技団体の推薦をもって出場する国際大会(親善または交歓等のための大会を除く。)
- (2) 日本スポーツ協会競技団体の種目で、県内予選会の代表者として、または公益財団法人滋賀県スポーツ協会加盟競技団体の推薦をもって出場する全国大会(親善または交歓等のための大会および単一職域団体が開催する大会を除く。)
- (3) 県民体育大会

(交付対象者)

第3条 激励金の対象となる個人は、市内に住所を有する者(監督、コーチおよびマネジャーは除く。)で、かつ、出場競技への出場登録をしている者とする。ただし、市長が適当と認める者については、この限りでない。

(激励金額等)

第4条 各種大会の区分および激励金の額は、別表のとおりとする。

(交付申請)

第5条 激励金の交付を受けようとする者は、守山市スポーツ選手各種大会出場激励金交付申請書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。ただし、生徒(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、中等教育学校または高等学校(以下「学校」という。)に在学する生徒をいう。)が交付対象者となる場合においては、その保護者または生徒の在学する学校の代表者が申請するものとする。

- (1) 各種大会実施要項または大会概要
- (2) 予選成績表または予選成績表に代わるもの
- (3) 各種大会選手出場者名簿
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、団体種目の場合は保護者、学校または団体の代表者(監督、コーチ、交付対象選手およびその保護者代表を含む。)が申請することができる。この場合において、全員(対象者が生徒の場合はその保護者)の同意を得ることとする。

3 前2項の申請は、原則として当該大会開催日の3週間前までに行わなければならない。

4 激励金交付回数は、個人または団体を問わず同一人に対して当該年度内に3回までとする。

5 激励金交付対象は、1つの大会につき1人1種目とする。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定により申請があった場合は、内容を審査し、適当と認めるときは、守山市スポーツ選手各種大会出場激励金交付決定通知書(別記様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第7条 市長は、激励金の交付を受けた者が当該各種大会に出場しなかった場合または当該各種大会が中止になった場合は、激励金の交付決定を取消し、交付した激励金の返還を命じることができる。

2 市長は、前項の取消しの決定を行ったときは、交付決定取消通知書(別記様式第3号)により、その旨を申請者に通知するものとする。

(報告)

第8条 激励金の交付を受けた者は、各種大会終了後速やかに大会成績結果および選手出場者名簿等を市長に報告するものとする。

(適用除外)

第9条 次の各号に定める要綱により激励金を交付された者は、本要綱の適用除外とする。

(1) 全国健康福祉祭ねりんピック開催におけるスポーツ交流大会等選手出場激励金交付要綱(平成3年告示第85号)

(2) 守山市中学校体育文化各種大会出場激励金交付要綱(平成18年告示第101号)

付 則

- 1 この告示は、昭和61年4月1日から施行する。
- 2 守山市補助金等交付規則第16条第2項に規定する検証の期限は、平成27年3月31日とする。
- 3 守山市補助金等交付規則第16条第2項に規定する検証の期限は、平成33年3月31日とする。
- 4 守山市補助金等交付規則第16条第2項に規定する検証の期限は、令和6年3月31日とする。

付 則

この告示は、平成3年7月8日から施行し、改正後の守山市スポーツ選手各種大会出場激励金交付要綱の規定は、平成3年度分激励金から適用する。

付 則

この告示は、平成4年1月7日から施行し、平成4年度分の激励金から適用する。

付 則

この告示は、平成12年4月1日から施行し、平成12年度分の激励金から適用する。

付 則

この告示は、平成16年9月27日から施行する。

付 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

出場する大会	激励金額		
国際大会	1人につき10,000円		
全国大会	開催地が滋賀 県外の場合	団体種目	1人につき3,000円 ただし、1チームにつき30,000円を限度とする。
		個人種目	1人につき3,000円
	開催地が滋賀 県内の場合	団体種目	1人につき2,000円 ただし、1チームにつき20,000円を限度とする。
		個人種目	1人につき2,000円
滋賀県民体育 大会および滋 賀県民駅伝競 走大会	1人につき1,000円		

注 官公署(準ずるものを含む。)の主催でないものは、通常の交付金額の1/2の額とする。